

大阪市水道
P F I 管路更新事業等
モニタリング計画（案）

令和2年10月
大阪市

目次

第1 総論	1
1 モニタリング計画の目的	1
2 モニタリングの基本的な考え方と構成	1
(1) 基本的な考え方	1
(2) モニタリングの構成	2
3 セルフモニタリング計画	3
(1) 作成	3
(2) 記載内容	3
(3) 提出・報告等	4
4 モニタリング計画	4
5 モニタリングに要する費用負担	4
6 モニタリング結果の公表	5
7 紛争の調整	5
第2 モニタリングの実施体制	6
1 運営権者によるモニタリングの体制	6
2 市によるモニタリングの体制	6
(1) モニタリング統括担当	6
(2) 業務モニタリング担当	6
3 外部有識者機関によるモニタリングの体制	7
4 国の立入検査等	8
第3 モニタリングの実施方法	9
1 市によるモニタリングの基本的な考え方	9
(1) 業務モニタリング	9
(2) 経営モニタリング	10
2 市によるモニタリングの実施方法	12
(1) 書類による承認又は確認	12
(2) 協議による事業計画の承認	13
(3) 協議による事業報告等の確認	13
(4) 現地における確認	14
(5) その他	15
第4 要求水準未達時の措置	16
1 是正レベルの認定と措置	16
(1) 是正レベルの認定	16
(2) 是正措置の実施	17

2	違約ポイントの算定	18
	(1) 是正レベルによる違約ポイントの計上	19
	(2) 同一事象の要求水準未達が発生した場合	19
	(3) 違約ポイントの消滅	20
3	要求水準未達違約金の請求	20
	(1) 違約ポイントに係る要求水準未達違約金	20
	(2) 本事業終了日における定量的指標に係る要求水準未達違約金	20
4	契約解除	23
	(1) 契約解除事由	23
	(2) 契約解除違約金	23
第5	事業終了時のモニタリング	24
1	基本的な考え方	24
2	書類による確認	24
3	協議による確認	24
4	現地における確認	24
別紙1	市による承認に関する標準的な事務処理フロー	25
別紙2-1	市による業務モニタリング項目一覧	26
別紙2-2	市による経営モニタリング項目一覧	28
別紙3	定量的指標の算出方法	29
別紙4	定量的指標に係る要求水準未達違約金等の補正等の取扱い	31
別紙5	本事業終了日における定量的指標に係る要求水準未達違約金の算定方法	34
別紙6	契約解除における定量的指標に係る要求水準未達違約金の算定方法	37

第1 総論

1 モニタリング計画の目的

大阪市（以下「市」という。）は、大阪市水道PFI管路更新事業等（以下「本事業」という。）の事業期間中、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき選定された運営権者が、市の重要なパートナーとして、大阪市水道PFI管路更新事業等公共施設等運営権実施契約書（以下「実施契約書」という。）に定める業務を確実に履行し、要求水準の達成に向けて着実に取り組んでいることを確認するため、大阪市水道PFI管路更新事業等モニタリング計画（以下「本モニタリング計画」という。）を策定する。

なお、市は、本モニタリング計画に基づき実効性のあるモニタリング体制を構築し、運営権者による業務実施状況を適切に把握するとともに、モニタリング結果については適宜公表し、本事業に対する市民の理解と信頼の確保を図るものである。

2 モニタリングの基本的な考え方と構成

（1）基本的な考え方

本事業は、配水管更新事業に運営権を活用することにより、現状の管路更新ペースを大幅に引き上げ、断水リスクの低い耐震管路網を構築することを目的としており、運営権者が市に代わって担うものであることから、運営権者が各業務の履行において、要求水準を確実に充足することが極めて重要となる。

本モニタリング計画において、運営権者が達成すべき要求水準とは、実施契約書、大阪市水道PFI管路更新事業等要求水準書（以下「要求水準書」という。）、大阪市水道PFI管路更新事業等募集要項（以下「募集要項」という。）及び提案書類に基づき定められている、本事業の実施において運営権者が充足すべき水準をいう。

また、要求水準のうち、配水管更新の事業量に関して達成すべき定量的指標（以下「定量的指標」という。）を本事業の進捗管理に関する重要な指標とする。

市によるモニタリングについては、運営権者の各業務の履行に関して、要求水準の充足の確認、定量的指標の進捗管理、及び事業計画書に定めた財務、会社運営等に関する事項の実施状況等の確認を基本として行い、要求水準を充足していないと認められる（以下「要求水準未達」という。）場合、市は、運営権者に対して、当該

要求水準未達に関して是正措置を求め、要求水準又は事業計画書に定めた定量的指標の目標値に運営権者の実績値が達していない(以下「定量的指標の未達」という。)場合、市は、その差異理由を分析のうえ、運営権者に対して、定量的指標の未達の解消を指示する等、進捗管理を行う。

市は、定期的にモニタリングを行い、運営権者による適正な業務体制の確立、内部統制の確保等、健全な事業経営及び業務遂行を担保することにより、市民の安心安全を担う高水準の耐震管路網を構築する。

(2) モニタリングの構成

本事業のモニタリングは、それぞれ異なる角度からの監視を通じて万全の確認を行うため、「運営権者によるセルフモニタリング」、「市によるモニタリング」、「外部有識者機関によるモニタリング」で構成される。

また、これらに加え、国による水道法（昭和32年法律第177号）第39条第1項の規定に基づく報告徴収や立入検査、市監査委員による監査等に適切に対応することで、適正かつ確実な事業の履行品質を担保する。

本事業に関するモニタリングの構成は、図1-1に示すとおりである。

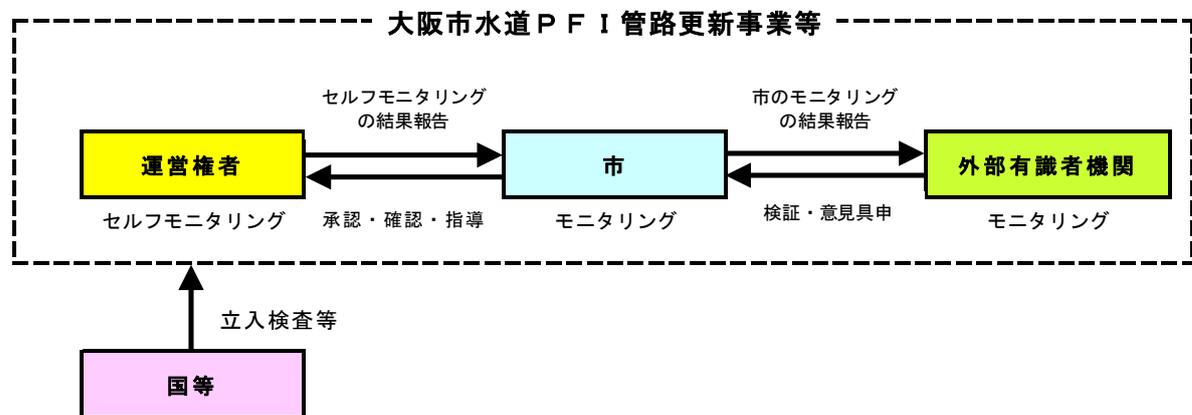


図1-1 モニタリングの構成

ア 運営権者によるセルフモニタリング

運営権者は、運営権者が作成するセルフモニタリング計画（以下「セルフモニタリング計画」という。）に基づき、本事業の業務の履行状況、経営状況、計画、設計、施工の各過程における要求水準の充足、定量的指標の進捗状況等について、

セルフモニタリングを実施する。

イ 市によるモニタリング

市は、本モニタリング計画（案）に基づき、運営権者に対して、本事業の業務の履行状況、経営状況、計画、設計、施工の各過程における要求水準の充足、定量的指標の進捗状況、運営権者のセルフモニタリングの実施状況等について、モニタリングを実施する。

ウ 外部有識者機関によるモニタリング

市は、外部有識者機関を設けて、市によるモニタリングの妥当性について、客観的かつ専門的な知見に基づく検証や意見具申を受ける。

3 セルフモニタリング計画

(1) 作成

本事業に参加を希望する民間事業者は、募集要項等を適切に理解したうえで、水道法をはじめとする関係法令等に基づく本事業の適正かつ確実な履行、経営状況、要求水準の充足、定量的指標の進捗状況等について、本モニタリング計画（案）を踏まえて、自ら確認する手法等を定めたセルフモニタリング計画（案）を作成し、市に提案する。

優先交渉権者として選定された後、提案したセルフモニタリング計画（案）をもとに、市と協議及び調整を行った結果を踏まえ、セルフモニタリング計画を作成し、市の承認を得るものとする。

市は、民間事業者に対して、自らの創意工夫とICTの積極的な導入等により、効率的かつ実効性の高いセルフモニタリング計画（案）を作成することを求める。

なお、セルフモニタリング計画を変更する場合は、運営権者は、市の承認を得るものとする。

(2) 記載内容

セルフモニタリング計画の記載内容を次のとおり示す。

- ・ セルフモニタリングに関する全体方針、実施体制、体制図、責任者
- ・ 要求水準の充足の確認に関する実施方法（確認項目、確認方法、頻度、確

認者等)、フロー図

- ・ 重点確認項目（要求水準の充足に関して、運営権者自らが重点的に確認を行うことを定める項目）の設定
- ・ 定量的指標の進捗管理に関する実施方法、フロー図
- ・ 要求水準未達時に関する対応の実施方法、フロー図
- ・ セルフモニタリング結果の公表に関する方針、内容、頻度、方法等

（３）提出・報告等

運営権者は、セルフモニタリングの結果を記録、保存するとともに、所定の期限までに市に提出しなければならない。

なお、運営権者は、本モニタリング計画（案）の記載にかかわらず、市民生活等に影響を及ぼす事故等を発生させた場合は、直ちに市に報告をしなければならない。

４ モニタリング計画

市は、本モニタリング計画（案）に、運営権者のセルフモニタリング計画を加えて、本モニタリング計画として策定する。

なお、市は、以下の事由により、本モニタリング計画を変更する、又は運営権者に対してセルフモニタリング計画の変更を指示する場合がある。

- ・ 実施契約書が変更された場合
- ・ 要求水準書が変更された場合
- ・ セルフモニタリング計画が変更された場合
- ・ 関係法令等が改正された場合
- ・ 要求水準未達の発生により市が見直しを必要と判断した場合
- ・ その他、市が必要と認めた場合

５ モニタリングに要する費用負担

市及び外部有識者機関が実施するモニタリングに要する費用は、市が負担する。

運営権者が実施するセルフモニタリングに要する費用は、運営権者が負担する。

なお、市及び外部有識者機関が実施するモニタリングに対応するため、運営権者に資料の提出等を求める場合は、当該資料提出にかかる費用は運営権者が負担する。

6 モニタリング結果の公表

市は、本事業等の透明性、客観性を確保するため、事業年度毎に、市によるモニタリング結果、要求水準又は事業計画書に定めた定量的指標の目標値と運営権者の実績値、その差異理由等について、市ホームページへの掲載等により公表する。

なお、要求水準未達又は定量的指標の未達が発生し、市が必要と判断したときは、市は、その内容及び運営権者が作成した是正計画等を公表することができる。

7 紛争の調整

モニタリングについて、市と運営権者との間で紛争が発生した場合、実施契約書(案)第96条第1項の規定に基づき設置される「大阪市水道PFI管路更新事業等協議会」において、当該紛争の解決に係る意見の調整を行う。本協議会は、市と運営権者が合意する学識経験者3名、市の代表者1名及び運営権者の代表者1名で構成されるものとし、本協議会の運営に要する費用については、市及び運営権者が等しい割合で負担する。

本協議会の役割は、図1-2に示すとおりである。

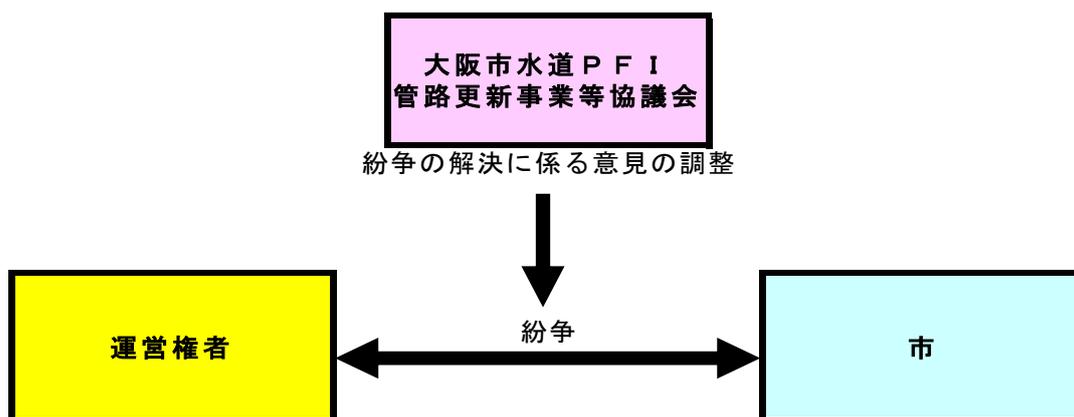


図1-2 大阪市水道PFI管路更新事業等協議会の役割

第2 モニタリングの実施体制

1 運営権者によるモニタリングの体制

運営権者におけるセルフモニタリングの実施体制は、セルフモニタリング計画に記載のとおりとする。なお、運営権者は、本事業の業務の履行状況、経営状況、計画、設計、施工の各過程における要求水準の充足、定量的指標の進捗状況等について、万全のセルフモニタリングができるよう、体制を組むものとする。

2 市によるモニタリングの体制

市は、モニタリング統括担当及び業務モニタリング担当により、本事業の適切な全体管理を行う。モニタリング統括担当と業務モニタリング担当は相互に連携し、モニタリングを実施する。

(1) モニタリング統括担当

モニタリング統括担当は、市のモニタリングを統括し、運営権者と連絡調整を行い、運営権者から提出された書類、セルフモニタリングの結果報告、現地における確認等により、運営権者の業務状況、経営状況、要求水準の充足、定量的指標の進捗状況に関してモニタリングを実施する。また、外部有識者機関に対し、市によるモニタリングの結果等を報告し、その妥当性について、検証や意見具申を受ける。

モニタリング統括担当の主な所掌業務は、次のとおりである。

- (ア) 大阪市水道PFI管路更新事業等のモニタリングの統括業務に関すること
- (イ) 経営モニタリング（第3-1-(2)）に関すること
- (ウ) 全体、中期、単年度事業計画及び事業報告等に関すること（業務モニタリングにおける配水管更新計画の策定と管理を含む）
- (エ) 外部有識者機関との連絡調整に関すること
- (オ) 大阪市水道PFI管路更新事業等協議会との連絡調整に関すること
- (カ) 国の立入検査等への調整に関すること

(2) 業務モニタリング担当

業務モニタリング担当は、計画、設計、施工の各過程において、運営権者から提

出された書類、セルフモニタリング結果の報告、現地における確認等により、モニタリングを実施する。

業務モニタリング担当の主な所掌業務は次のとおりである。なお、モニタリング統括担当で行う業務を除く。

- (ア) 計画モニタリングに関すること
- (イ) 設計モニタリングに関すること
- (ウ) 施工モニタリングに関すること
- (エ) 事業報告及び業務報告に関すること

市と運営権者によるモニタリングの役割は、図2-1に示すとおりである。

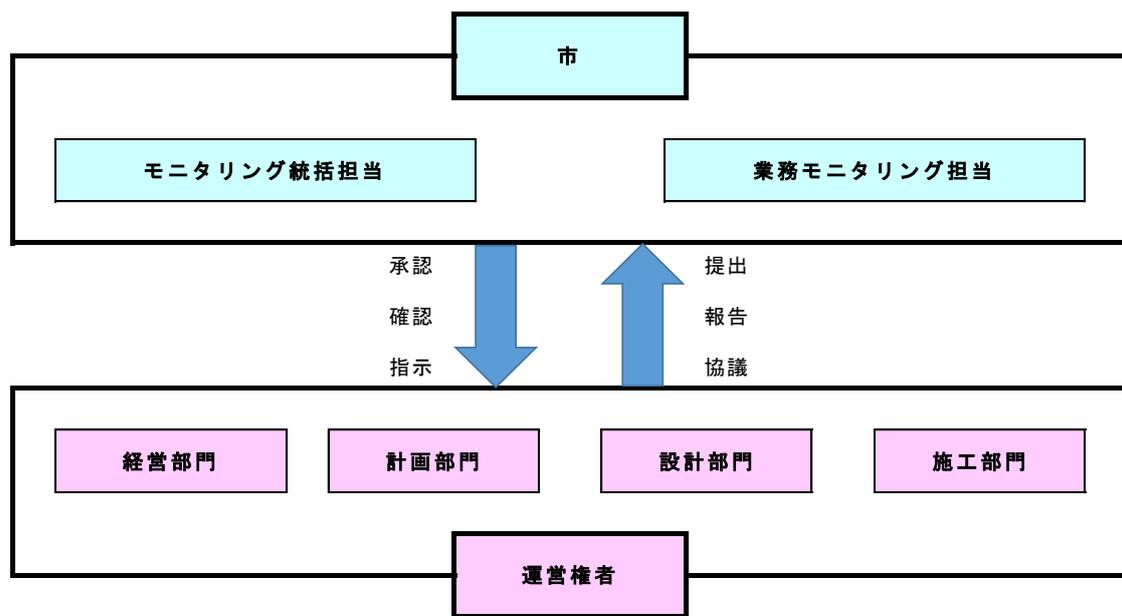


図2-1 市と運営権者のモニタリングの役割

3 外部有識者機関によるモニタリングの体制

外部有識者機関は、市が委嘱する学識経験者、公認会計士、弁護士等有識者で構成され、任期は4年とする。

4 国の立入検査等

運営権者に対して、水道法第39条第1項の規定により、施工状況や事業の実施状況について、厚生労働大臣による報告徴収、立入検査が実施される場合は、運営権者は適正に対応しなければならない。

また、市に対して、事務や工事の施工状況等を対象とした監査等（市監査委員による監査や会計検査院による検査等）が実施される場合は、運営権者は市とともに、資料請求や実地調査等、関係機関からの求めに速やかに対応しなければならない。

第3 モニタリングの実施方法

1 市によるモニタリングの基本的な考え方

市によるモニタリングは、配水管更新事業を構成する計画、設計、施工の各過程に関する「業務モニタリング」及び運営権者の財務状況や経営状況を確認する「経営モニタリング」により構成される。

なお、市は、市によるモニタリングにおいて、運営権者による本事業の実施状況が、要求水準未達と認められる場合、「第4 要求水準未達時の措置」に基づき、運営権者に対して是正措置を実施すべき旨を通知する。

(1) 業務モニタリング

市は、業務モニタリングにおいて、承認事項又は確認事項、進捗管理事項に区分し、モニタリングを実施する。

ア 承認事項

要求水準書に定める承認事項については、別紙1「市による承認に関する標準的な事務処理フロー」に示すとおり、「重要管理点の承認」、「申請書類等の承認」を行うとともに、必要に応じて「事象発生時の承認」を行う。

運営権者は、いずれの承認事項についても、別紙2-1「市による業務モニタリング項目一覧」に定める提出書類を市に提出し、市の承認を得るものとする。

(ア) 重要管理点の承認

市は、計画、設計、施工の各過程において、特に重点的に確認が必要な段階については、重要管理点を設定し、要求水準を充足していることを確認したうえで承認する。

運営権者は、市の承認を得て、次の工程に進むことができる。

(イ) 申請書類等の承認

運営権者は、実施契約書(案)第34条第1項に定める許可申請手続を行う場合は、市の承認を得るものとする。なお、当該承認については、要求水準の充足を確認するものではなく、申請書類等として、不備がないことを確認し、承認するものである。

(ウ) 事象発生時の承認

別紙2-1 中別表1「事象発生時の承認」に定める事象が発生した場合、運営権者は、事前に市の承認を得るものとする。

イ 確認事項

運営権者は、別紙2-1に定める提出書類及びセルフモニタリングの結果報告を市に提出し、市の確認を受けるものとする。

市は、提出書類等をもとに、要求水準を充足しているか、運営権者が適正にセルフモニタリングを実施しているかを確認する。

ウ 進捗管理事項

市は、事業計画書に定めた定量的指標の目標値と運営権者の実績値の差異分析を行う。

なお、定量的指標に係る運営権者の実績値については、別紙3「定量的指標の算出方法」に基づき、算出する。

市は、定量的指標の未達があった場合、運営権者と対応策を協議のうえ、当該定量的指標の未達の解消に向けた対策を次年度以降の事業計画書に反映させることを指示する等、定量的指標の達成に向けた進捗管理を行う。

ただし、定量的指標に関して、災害等の不可抗力の他、別紙4「定量的指標に係る要求水準未達違約金等の補正等の取扱い」に定める事由に該当すると市が認めたものについては、市は、当該定量的指標について補正等を行うことができる。

(2) 経営モニタリング

経営モニタリングは、「財務モニタリング」と「会社運営等に関するモニタリング」で構成される。

ア 財務モニタリング

市は、本事業の進捗の遅れや、事業継続が困難になる等の事態を回避するため、運営権者から提出された別紙2-2「市による経営モニタリング項目一覧」に定める提出書類(会計監査人による監査済の計算書類(貸借対照表、損益計算書等)、キャッシュ・フロー計算書及び重要な経営指標等)に基づき、財務会計と管理会

計の両面から、運営権者の財務状況の健全性について確認を行う。

なお、運営権者に提出を求める重要な経営指標等は、表3-1に示すとおりとし、市と運営権者は、運営権者の財務状況の把握に有効と認められる場合、協議のうえ、指標を追加・変更することができる。

財務モニタリングにおける主な確認事項は、次のとおりとする。

- (ア) 運営権者の事業計画（全体、中期、単年度）に基づいた事業の実施状況の評価
 - (イ) 損益状況や資金繰り、資金調達の方法や償還計画の適正性
 - (ウ) 事業計画上の収支と実績の差異分析（特に、資材調達コストや工事コスト等の原価に関する費目別の差異分析等）
 - (エ) (ウ)の差異分析を踏まえた事業の見通し評価や改善策の検討
 - (オ) 事業の健全な運営を阻害する事象や原因の確認と経営リスクの管理
 - (カ) 特定事業、附帯事業及び任意事業に係る経理の区分の明確化
 - (キ) 特定事業及び附帯事業に対する任意事業の影響
 - (ク) 構成企業等（代表企業を含む。）の財務状況等が運営権者に与える影響

表3-1 重要な経営指標等

経営指標	内容
流動比率	流動資産÷流動負債×100（％） 本事業を継続的に行うための短期的な債務支払い能力（安全性）を確認する。
自己資本比率	自己資本÷総資本×100（％） 本事業を継続的に行うための長期的な資金調達における純資産と負債のバランス（財務の健全性）を確認する。
固定比率	固定資産÷自己資本×100（％） 本事業を継続的に行うための長期的な資金の調達と運用バランス（財務の健全性）を確認する。
売上高経常利益率	経常利益÷売上高（利用料金収入額）×100（％） 本事業を継続的に行うための経常的な収益性（事業の効率性）を確認する。
売上高当期純利益率	当期純利益÷売上高（利用料金収入額）×100（％） 本事業を継続的に行うための最終的な利益獲得能力（事業の効率性）を確認する。
元金返済カバー率 （DSCR）	元金返済前キャッシュ・フロー÷元金返済額（倍） 本事業を継続的に行うための借入金の返済余裕度（安全性）を確認する。
有利子負債比率	有利子負債÷自己資本×100（％） 本事業を継続的に行うための長期的な資金調達における純資産と利息支払いを要する負債とのバランス（財務の健全性）を確認する。

イ 会社運営等に関するモニタリング

運営権者の内部統制をはじめ、実施体制、人材育成・技術力の確保、調査研究・技術開発への対応、地域との共生、環境対策、情報公開、災害への対応、広域化への対応等に関して、市は、事業計画書及び事業報告書等に基づき、要求水準の充足や実施状況等について、承認又は確認を行う。

2 市によるモニタリングの実施方法

市によるモニタリングの実施方法は、書類による承認又は確認、協議による承認又は確認、現地における確認から構成される。

運営権者は、別紙2-1及び2-2に定める提出書類をそれぞれの所定の提出時期までに、市に提出しなければならない。なお、運営権者は、市のモニタリングを含む本事業の円滑な執行を図るため、年間を通じて業務の平準化に努めなければならない。

(1) 書類による承認又は確認

市は、運営権者から提出された別紙2-1及び2-2に定める提出書類及びセルフモニタリングの結果報告に基づき、承認又は確認を行う。なお、上記にかかわらず、市が必要と判断した場合、市は、運営権者に対して、承認又は確認に必要な書類を請求する。

ア 業務モニタリング

市は、要求水準の充足に関して、運営権者から提出された別紙2-1に定める提出書類に基づき、承認又は確認を行う。

また、市は、運営権者がセルフモニタリング計画に基づき、適正にセルフモニタリングを実施しているかを、セルフモニタリングの結果報告に基づき、確認を行う。

イ 経営モニタリング

(ア) 財務モニタリング

市は、運営権者の財務状況及び実施契約書等の履行状況に関して、運営権者自らが計算書類等の分析を行ったうえで、運営権者から提出された別紙2

ー 2 に定める提出書類に基づき、確認を行う。

市は、月次の業務報告において、運営権者の財務及び資金繰りの状況を確認し、また、四半期、単年度、中期の事業報告書等において、運営権者の予算管理、執行管理を踏まえた事業計画上の収支計画と収支実績の乖離及び財務健全性の確保に向けた取り組み状況を確認することにより、運営権者の事業持続性を把握する。

(イ) 会社運営等に関するモニタリング

市は、業務・財務モニタリングの他、運営権者の会社運営全般に係るモニタリングとして、運営権者が事業計画書に定めた、内部統制体制、人材育成・技術力の確保、調査研究・技術開発への取組み、地域との共生、環境対策、情報公開、災害への対応、広域化への対応等に関する計画や方針等について、運営権者から提出された別紙 2 - 2 に定める事業報告書に基づき、これらの実施状況及び運営権者の事業経営の健全性を把握する。

(2) 協議による事業計画の承認

市は、事業計画書の案に関して、運営権者から提出された別紙 2 - 2 に定める提出書類に基づき、運営権者と協議を行う機会を設け、調整を行った後、承認を行う。

全体事業計画、第 1 期算定期間に係る中期事業計画及び本事業開始予定日を含む事業年度に係る単年度事業計画については、優先交渉権者選定後、優先交渉権者は、事業提案書に基づき、それぞれの案を市に提出し、市と協議及び調整を行う。

第 2 期算定期間以降の中期事業計画及び本事業開始予定日を含む事業年度の翌年度以降の単年度事業計画については、運営権者は、別紙 2 - 2 に定める提出書類に基づき、要求水準の充足、定量的指標の目標値、事業計画及び収支の計画の合理性、セルフモニタリング計画、課題や対応方針等に関して、市と協議及び調整を行う。

なお、これらの事業計画書の案については、市の予算案が市議会で可決され、市が承認することによって、事業計画書として確定する。

事業計画に関する年間スケジュールは、図 3 - 1 に示すとおりである。

(3) 協議による事業報告等の確認

事業報告又は業務報告（以下「事業報告等」という。）については、運営権者か

ら提出された別紙2-2に定める提出書類に基づき、市は、事業計画に対する要求水準の充足、定量的指標の進捗状況、経営状況、セルフモニタリングの結果等を確認し、課題や対応方針等に関しては、運営権者と協議を行う。

事業報告等に関する年間スケジュールは、図3-1に示すとおりである。

月次業務報告に関する協議については、市が特に開催する必要がないと判断した場合は、協議を省略することがある。

また、同月内に複数の事業計画又は事業報告等に関する協議を開催予定の場合は、同日に開催することがある。

なお、事業計画又は事業報告等にかかわらず、市が必要と判断した場合は、市は、運営権者と協議を実施する。

項目/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
中期事業計画 (※1)												
素案の提出						●						
市との協議						→						
事業計画書の提出										●		
確定												●
単年度事業計画												
配水管更新計画の提出						●						
市との協議						→						
事業計画書の提出										●		
確定												●
中期事業報告 (※1)												
報告書等の提出				●								
市との協議				●								
単年度事業報告												
報告書等の提出				●								
市との協議				●								
四半期事業報告												
報告書等の提出					●				●			●
市との協議					●				●			●
月次業務報告 (※2)												
報告書等の提出	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
市との協議	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

※1 中期事業計画及び中期事業報告は、4年に1回。

※2 月次業務報告に関する協議については、市が特に開催する必要がないと判断した場合は、協議を省略することがある。

図3-1 事業計画及び事業報告等に関する年間スケジュール

(4) 現地における確認

市が必要と判断した場合、市は、現地における確認を行い、運営権者は市の現地における確認に必要な協力をしなければならない。

実施契約書(案)第37条に定める他、市は、要求水準の充足に疑いがある場合(工事完成検査に限らない。)は、検査のため、運営権者に対して、施工部分を最小限

度に破壊し、品質及び性能の確認を行うよう指示すること、又は市自らが施工部分を最小限度に破壊し、品質及び性能を確認することができる。

なお、その確認又は復旧に係る費用は、運営権者の負担とする。

(5) その他

ア ICT等の活用

運営権者がICT等を活用し、リアルタイムで施工現場のセルフモニタリング等を実施する場合や、資料等を管理する場合は、画像情報や位置情報、資料等を市と共有し、市によるモニタリング等に活用する。

イ 外部有識者機関におけるモニタリング

市は、外部有識者機関に、市が作成した業務モニタリング及び経営モニタリングの結果と、運営権者が作成した単年度事業報告書を提出する。

市は、年に1回又は市が必要と判断した場合は、市によるモニタリングの妥当性について、外部有識者機関に、客観的かつ専門的な知見に基づく検証や意見具申を受ける。

外部有識者機関は、自ら必要と認める場合には、市及び運営権者に対して資料請求や実地調査等を行うことができる。

第4 要求水準未達時の措置

1 是正レベルの認定と措置

(1) 是正レベルの認定

市によるモニタリングの結果、運営権者による本事業の実施状況が、要求水準未達と認められる場合、市は、当該未達の内容に応じて、あらかじめ定める是正レベルを認定し、運営権者に対しその旨を通知するとともに、当該未達の是正措置を求めることとする。

また、当該未達の内容によっては、市は、運営権者に対し、当該未達の即時解消や、当該未達につながる行為の即時中止等を指示する場合がある。

なお、市が認定した是正レベルが、イ又はウに該当する場合で、市が必要と判断した場合は、当該未達について、市ホームページへの掲載等により公表することがある。

要求水準未達に関する是正レベルの事象例は、表4-1に示すとおりである。

ア 指導

業務への影響が限定的又は軽微な要求水準未達に相当する事象

イ 勧告

市民や本事業に一時的に影響を与える要求水準未達に相当する事象

ウ 命令

市民や本事業に重大な影響を与える要求水準未達に相当する事象

表 4 - 1 是正レベルの事象例

是正 レベル	事 象
指導	<p>業務への影響が限定的又は軽微な要求水準未達</p> <p>【事象例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提出書類や図面の軽微な不備や遅延 ・ セルフモニタリングの未実施（業務品質等に影響なし） ・ 不誠実な市民対応により市職員の対応を要した場合 ・ 施工計画書等の不備（施工工事に影響なし） ・ 過失による事故の発生（運営権者内で負傷者や被害が発生） <p>その他上記に相当する事象</p>
勧告	<p>市民や本事業に一時的に影響を与える要求水準未達</p> <p>【事象例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提出書類や図面の不備や遅延、書類の紛失 ・ セルフモニタリングの未実施（業務品質等に影響あり） ・ 個人情報等の漏えい、職務上知り得た秘密の漏えい ・ 施工計画書等の不備（施工工事に影響あり） ・ 道路管理者等の許可条件の遵守違反 ・ 過失による事故の発生（市民等に負傷者や被害が発生） <p>その他上記に相当する事象</p>
命令	<p>市民や本事業に重大な影響を与える要求水準未達</p> <p>【事象例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提出書類の改ざん、虚偽の報告（不適合な埋戻し土の使用を含む不適正工事等） ・ 市民等に対する脅迫や暴力行為 ・ 故意又は重過失による無許可調査（道路占用・道路使用・施設使用・私有地承諾等） ・ 故意又は重過失による無許可工事（道路占用・道路使用・施設使用・私有地承諾等） ・ 過失による重大事故の発生（死亡者又は重傷者若しくは重大な被害が発生） ・ 設計又は施工実施体制の不備（事業進捗に著しい遅れ） <p>その他上記に相当する事象</p>

（2）是正措置の実施

市が、運営権者に求める要求水準未達時の是正措置の内容は、「当該未達の解消」、「再発防止策を含めた是正計画書の提出」及び「是正計画書に基づく再発防止策の実施」である。

市は、各是正措置について、それぞれ相応の期限を定めて、運営権者に対し是正措置の実施を求めることとする。

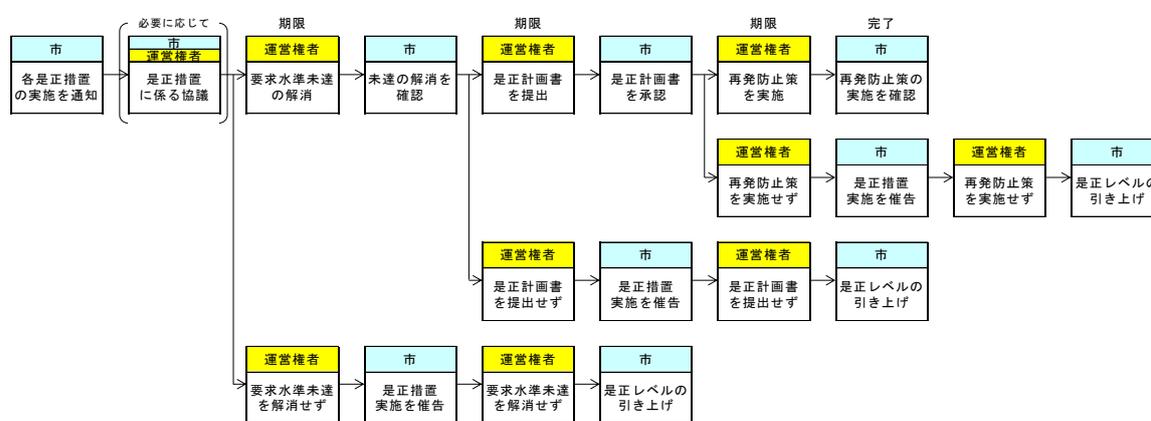
運営権者は、市が定めたそれぞれの期限までに、各是正措置を実施するとともに、市に対し、当該是正措置の実施を完了した旨、書面により報告する。

市は、運営権者からの報告を受け、当該是正措置の適正性や、着実に実施されているか等を確認のうえ、すべての確認が終了した場合、その旨を運営権者へ通知する。

なお、市が定めたそれぞれの期限までに、運営権者が当該是正措置の実施を完了しなかった場合、市は、運営権者に対して期限を定めて当該是正措置の実施を催告する。

運営権者が、市が催告した期限までに当該是正措置の実施を完了せず、今後も実施する見込みがない場合において、当初認定した是正レベルが指導又は勧告のときは、それぞれ是正レベルを一段階引き上げることとし、その旨を運営権者に通知する。是正レベルが命令の場合は、4－（1）－アに定めるとおりとする。

要求水準未達時に関する事務処理のフロー（例）は、図4－1に示すとおりである。



※事象によって、「要求水準未達の解消」、「是正計画書の提出」、「再発防止策の実施」の優先順位や各期限の設定は異なる。

図4－1 要求水準未達時に関する事務処理のフロー（例）

2 違約ポイントの算定

市は、1－（1）で認定した要求水準未達の内容に関して、それぞれの是正措置について、相応の期限を定めて、運営権者に対し、是正措置の実施を求めることにより、運営権者が各是正措置を実施する機会を確保する。

市は、要求水準未達時における運営権者の対応を適切に管理するため、要求水準未達にかかる期間と程度に応じて積算する違約ポイントを設定し、（1）又は（2）に該当する場合は、違約ポイントを計上する。

ただし、市が、是正レベルを指導又は勧告に認定した要求水準未達において、（2）に該当する場合を除き、市が定めたそれぞれの期限までに、運営権者が適正に各是正措置の実施を完了している場合は、市は、違約ポイントを計上しない。

なお、市が定めた各是正措置の実施のそれぞれの期間において、違約ポイントが同時に発生した場合は、違約ポイントを合わせて計上する。

また、市が、運営権者に対して違約ポイントを計上している場合において、(3)に該当する場合は、当該違約ポイントは消滅する。

違約ポイントの対象となる状態と認められる場合であったとしても、その原因が運営権者の過失によるものではない場合、又は市がやむを得ない事由と認めた場合は、市は、違約ポイントを計上しないことがある。

(1) 是正レベルによる違約ポイントの計上

ア 指導

市が定めたそれぞれの是正措置の期限までに、運営権者が当該是正措置の実施を完了しなかった場合、市は、運営権者に対して、それぞれの期限の翌日から当該是正措置の実施を完了する日までの間、1日あたり1ポイントを計上する。

イ 勧告

市が定めたそれぞれの是正措置の期限までに、運営権者が当該是正措置の実施を完了しなかった場合、市は、運営権者に対して、それぞれの期限の翌日から当該是正措置の実施を完了する日までの間、1日あたり5ポイントを計上する。

ウ 命令

市が命令に認定した事象については、1件につき50ポイントを計上する。

また、市が定めたそれぞれの是正措置の期限までに、運営権者が当該是正措置の実施を完了しなかった場合、市は、運営権者に対して、それぞれの期限の翌日から当該是正措置の実施を完了する日までの間、1日あたり10ポイントを計上する。

(2) 同一事象の要求水準未達が発生した場合

市は、要求水準未達に係る各是正措置の実施の完了について、すべての確認を終了した日から6か月以内に、同一事象の要求水準未達が発生した場合、運営権者に対して、1件につき10ポイントを計上する。

(3) 違約ポイントの消滅

市が、運営権者に対して、30ポイント未満の違約ポイントを計上している場合において、違約ポイントを計上したすべての要求水準未達に係る各是正措置の実施完了の確認が終了した日を起算日として、6か月間、違約ポイントを計上しなかった場合は、当該違約ポイントは消滅する。

なお、消滅期限までに、新たな違約ポイントを計上した場合は、すでに計上している違約ポイントに加算する。

違約ポイントの消滅期限に関する事例は、図4-2に示すとおりである。

3 要求水準未達違約金の請求

(1) 違約ポイントに係る要求水準未達違約金

市は、違約ポイントが30ポイントに達した場合、1ポイントにつき5万円に換算し、要求水準未達違約金を運営権者へ請求する。

なお、違約ポイントが30ポイントに達した時点で、違約ポイントを計上したすべての要求水準未達に係る各是正措置の実施完了の市による確認が終了していない場合は、違約ポイントの計上を継続し、市が、違約ポイントを計上したすべての要求水準未達に係る各是正措置の実施完了の確認が終了した時又は契約解除時に、違約ポイントの合計を金額に換算し、要求水準未達違約金を運営権者へ請求する。

違約ポイントの計上及び要求水準未達違約金の算定に関する事例は、図4-3に示すとおりである。

(2) 本事業終了日における定量的指標に係る要求水準未達違約金

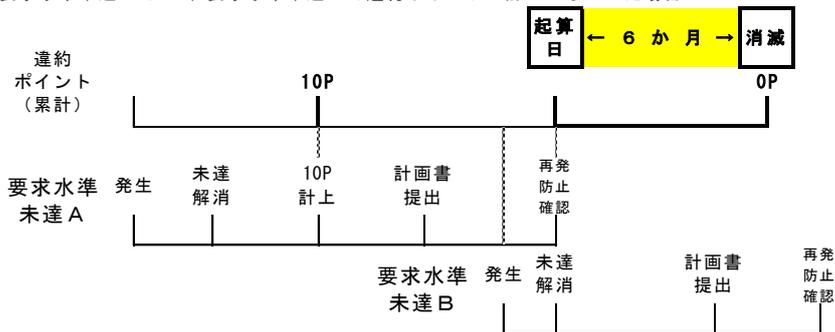
本事業終了日において、要求水準に対して定量的指標の未達がある場合、市は、定量的指標の未達の程度に応じて、定量的指標に係る要求水準未達違約金を運営権者へ請求する。

当該違約金の算定方法については、別紙5「本事業終了日における定量的指標に係る要求水準未達違約金の算定方法」に定めるとおりとする。

ただし、当該違約金の算定に際して、定量的指標に関して、本事業期間中に、災害等の不可抗力の他、別紙4に定める事由に該当すると市が認めたものについては、市は、当該定量的指標について補正等を行うことができる。

事例 1

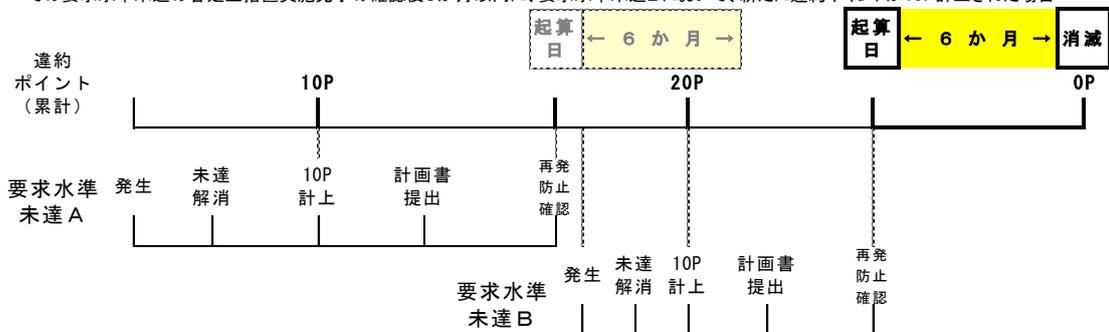
要求水準未達Aで10P、要求水準未達Bで違約ポイントの計上がなかった場合



同時期に複数の要求水準未達（A及びB）が発生したが、要求水準未達Aのみ違約ポイントの計上があった場合、消滅の起算日は、要求水準未達Aのすべての是正措置の実施完了の確認終了日になる。

事例 2

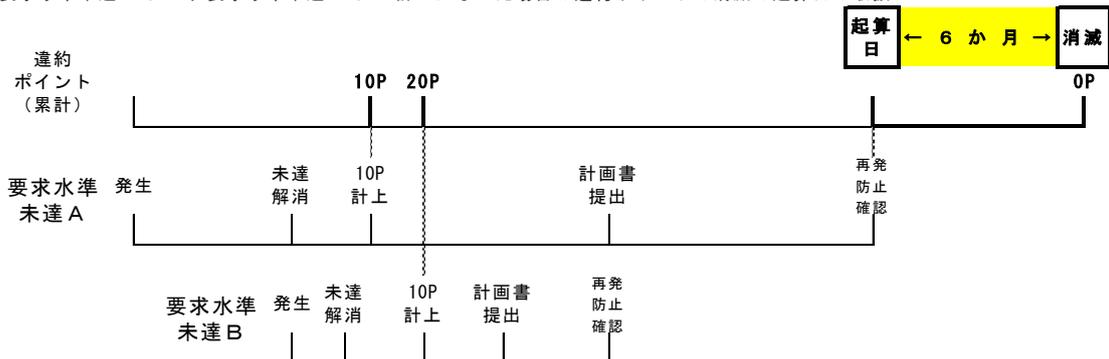
すべての要求水準未達の各是正措置実施完了の確認後6か月以内に、要求水準未達Bにおいて、新たに違約ポイントが10P計上された場合



違約ポイントの消滅の起算日（要求水準未達Aのすべての是正措置の実施完了の確認終了日）から6か月以内に新たに要求水準未達Bにおいて10Pの計上があった場合、すでに計上している10Pに加算して20Pになり、消滅の起算日は、要求水準未達Bのすべての是正措置の実施完了の確認終了日になる。

事例 3

要求水準未達Aで10P、要求水準未達Bで10P計上になった場合の違約ポイントの消滅の起算日の取扱い



同時期に複数の要求水準未達（A及びB）が発生し、両方とも違約ポイントの計上があった場合、違約ポイントの消滅の起算日は、これらの要求水準未達に関するすべての是正措置の実施完了の確認終了日になる。

※事象によって、「要求水準未達の解消」、「是正計画書の提出」、「再発防止策の実施」の優先順位や各期限の設定は異なる。

図 4 - 2 違約ポイントの消滅期限に関する事例

4 契約解除

市は、(1)に掲げる事由が発生したときは、実施契約書(案)第75条第1項第9号の規定に基づき、本契約を解除することができる。

(1) 契約解除事由

ア 要求水準未達による契約解除

市が、是正レベルを命令に認定した要求水準未達において、運営権者に対して、是正措置の実施の催告をしたにもかかわらず、運営権者が、当該未達にかかる是正措置を実施せず、また、今後も是正措置を実施する見込みがない場合で、市が正当な理由がないと判断したとき。

イ 進捗未達による契約解除

事業計画に対して、著しい定量的指標の未達が生じ、市が、運営権者に対して相当期間を設けて対策を求めたにもかかわらず、運営権者は積極的に対策を講じることがなく、今後も改善する見込みがないと市が判断したとき。

ウ 不正又は過失による市への信用失墜行為による契約解除

運営権者の行為が、本事業の運営に重大な影響を与える不正又は過失の事案(不適正工事、文書の改ざん、不法投棄、故意又は重過失による重大事故の発生等)であり、市への信用失墜行為であると市が判断したとき。

(2) 契約解除違約金

契約解除違約金の金額は、実施契約書(案)第84条第2項に定めるとおりとする。

なお、市は、契約解除日において、30ポイント以上の違約ポイントを計上している場合、違約ポイントに係る要求水準未達違約金を運営権者へ請求し、加えて、要求水準に対して定量的指標の未達がある場合、市は、定量的指標の未達の程度に応じて、定量的指標に係る要求水準未達違約金を運営権者へ請求する。

当該違約金の算定方法は、別紙6「契約解除日における定量的指標に係る要求水準未達違約金の算定方法」に定めるとおりとする。

ただし、当該違約金の算定に際して、定量的指標に関して、本事業期間中に、災害等の不可抗力の他、別紙4に定める事由に該当すると市が認めたものについては、市は、当該定量的指標について補正等を行うことができる。

第5 事業終了時のモニタリング

1 基本的な考え方

市は、本事業に関して、次期体制への円滑な移行及び業務引継ぎを目的として、次のとおり、事業終了時のモニタリングを行う。

運営権者は、要求水準書等に定めるとおり、引継書を作成し、市は、引継書を確認する。

なお、事業終了時の具体的なモニタリングの手法については、市と運営権者の協議において定めるものとする。

2 書類による確認

運営権者は、事業終了時に際して、表5-1に示す書類を市へ提出し、確認を受ける。

表5-1 事業終了時のモニタリングにおいて提出する書類

提出書類	提出時期
引継書	本事業終了日の180日前までに提出すること。
市が必要とする書類等	市と運営権者の協議において定める。

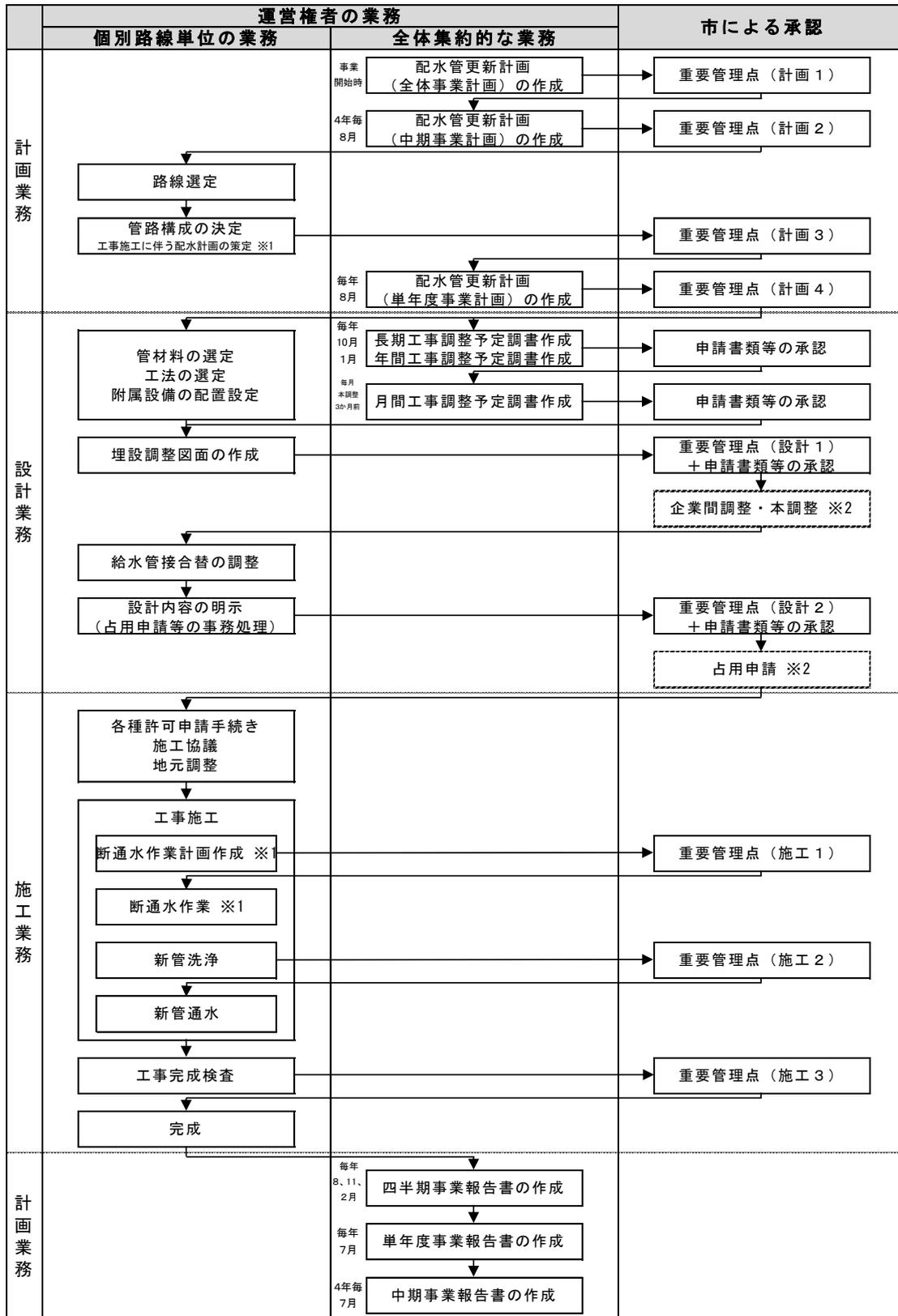
3 協議による確認

市と運営権者は、要求水準書等に定める技術指導、引継等に必要となる協議を適宜実施する。

4 現地における確認

書類及び協議による確認の結果、市が必要と判断した場合、又は運営権者が現地確認を要請した場合、市は現地における確認を行うことがある。運営権者は市の現地における確認に必要な協力をする。

別紙1 市による承認に関する標準的な事務処理フロー



※1 1次配水ブロック階層に位置する管路が対象。
 ※2 市による承認ではなく、市の事務として行う業務。

別紙2-1 市による業務モニタリング項目一覧

分類	業務		承認/確認	提出書類	様式	提出時期	承認/確認事項	承認に係る標準期間	承認区分等
	要求水準書見出し								
計画業務	(1)配水管更新計画の策定と管理及び別添1(1)、(2)	配水管更新計画(全体事業計画、中期事業計画、単年度事業計画)	承認	任意	令和3年12月末日まで	事業期間の年度別事業量・事業費見込み、定量的指標の達成見込み	1か月程度	重要管理点(計画1)	
		配水管更新計画(中期事業計画)	承認	任意	各算定期間の開始日の前事業年度の8月末日まで	4年間の年度別事業量・事業費見込み、定量的指標の達成見込み	1か月程度	重要管理点(計画2)	
		配水管更新計画(単年度事業計画)	承認	任意	当該事業年度の前事業年度の8月末日まで	翌年度設計に着手する路線リスト 翌年度の事業量・事業費見込み 定量的指標の達成見込み	1か月程度	重要管理点(計画4)	
		四半期事業報告書(第四四半期を除く)	確認	任意	各四半期の末日から45日以内	四半期の事業実績	—	—	
		単年度事業報告書	確認	任意	各事業年度の末日から3か月以内	単年度の事業実績	—	—	
		中期事業報告書	確認	任意	各算定期間の末日から3か月以内	4年間の事業実績	—	—	
	(2)路線選定	承認	任意	任意	事象発生時	当該路線の措置	1か月程度	別表1 「事象発生時の承認1」	
	(3)管路構成の決定及び別添1(3)	承認	任意	任意	路線毎に都度または既承認事項変更時	路線の口径・接続条件	1次配水ブロック階層の管路:3週間程度 上記以外:1週間程度	重要管理点(計画3)	
	(4)工事施工に伴う配水計画の策定及び別添1(4)	承認	任意	任意	路線毎に都度または既承認事項変更時	配水運用への影響を踏まえた断水の可否	1次配水ブロック階層の管路:(3)と同時 上記以外:承認不要	重要管理点(計画3)	
	設計業務	設計業務執行体制の確立及び別添2(7)	設計照査計画書 設計基準書、参照指針等 設計業務従事者の教育訓練計画書	確認	任意	各事業年度の末日から第10営業日以内	業務執行体制の確保手段	—	—
設計実施者の選定方法に関する資料 設計実施者の資格要件の審査資料			確認	任意	各事業年度の末日から第10営業日以内	設計実施者の選定方法	—	—	
設計実施者の契約状況			確認	任意	各半期の末日から第10営業日以内	設計実施者の選定状況	—	—	
(1)管材料等の選定及び別添2(1)		個別承認に要する資料一式	承認	任意	任意	事象発生時	新材料(個別限定使用)の使用可否	1週間程度 ※1	別表1 「事象発生時の承認2」
		資材等審査委員会の審議に要する資料一式	承認	任意	任意	事象発生時	新材料(汎用)の採用可否	1か月程度 ※2	別表1 「事象発生時の承認3」
		設計水圧条件書	承認	任意	任意	事象発生時	当該特殊環境における設計水圧	1週間程度	別表1 「事象発生時の承認4」
(2)工法の選定及び別添2(2)、(4)		地盤変位対策検討書	確認	任意	任意	事象発生時	地盤変位対策の検討状況	—	別表2 「事象発生時の承認1」
		独立水管橋・橋梁添架管の設計検討書	確認	任意	任意	事象発生時	独立水管橋または橋梁の添架管の設計検討状況	—	別表2 「事象発生時の承認2」
(3)埋設調整及び別添2(3)		長期工事調整予定調書	承認	指定	指定	毎年市が定める提出期限内	申請書類の構成	2週間程度	申請書類等
		年間工事調整予定調書	承認	指定	指定	毎年10月及び1月	申請書類の構成	2週間程度	申請書類等
		月間工事調整予定調書	承認	指定	指定	調整受検月の3か月前	申請書類の構成	2週間程度	申請書類等
		調整図	承認	指定	指定	事象発生時	浅層埋設の可否	2営業日程度 ※3	別表1 「事象発生時の承認5」
		調整図 存置理由書	承認	指定	指定	事象発生時	既設管の存置の可否及び存置方法	2営業日程度 ※4	別表1 「事象発生時の承認6」
		調整作業事前調査書	承認	指定	指定	事象発生時	新舗装道路部での工事の可否	2営業日程度 ※3	別表1 「事象発生時の承認7」
		調整書類一式	承認	指定	指定	路線毎に都度または既承認事項変更時	使用材料、管布設位置、既設管連絡位置、附属設備の配置、申請書類の構成	配水支管:3営業日程度 基幹管路:1週間程度 ※5	重要管理点(設計)及び申請書類等
(4)附属設備の配置決定及び別添2(5)	個別承認に要する資料一式	承認	任意	任意	事象発生時	新設備(個別限定使用)の使用可否	1週間程度 ※1	別表1 「事象発生時の承認8」	
	資材等審査委員会の審議に要する資料一式	承認	任意	任意	事象発生時	新設備(汎用)の使用可否	1か月程度 ※1	別表1 「事象発生時の承認8」	
(5)給水管接合替の調整及び別添2(6)	承認	指定	指定	指定	路線毎に都度または既承認事項変更時	鉛給水管の布設替の範囲・ルート	2営業日程度 ※6	別表1 「事象発生時の承認9」	

分類	業務		承認/確認	提出書類	様式	提出時期	承認/確認事項	承認に係る標準期間	承認区分等
	要求水準書見出し								
設計業務	(6) 設計内容の明示(図面作成・数量算定)及び別添2(8)、(9)	承認	設計図面一式	指定	路線毎に都度 または 既承認事項変更時	配管図 基幹管路に限る 管防護配置 基幹管路に限る 給水管接合替図面	配水支管:3営業日程度 基幹管路:1週間程度	重要管理点(設計2)及び申請書類等	
		承認	設計数量算定基準に関する資料	任意	事象発生時	新たな設計数量算定基準の採用可否	1週間程度	別表1「事象発生時の承認 10」	
		承認	各種許可申請書類	指定	路線毎に都度 または 既承認事項変更時	申請書類の構成	2営業日程度 ※7	別表1「事象発生時の承認 11」	
	(7) 施工実施者の選定	確認	施工実施者の選定方法に関する資料 施工実施者の資格要件の審査資料	任意	各事業年度の末日から 第10営業日以内	施工実施者の選定方法	—	—	
		確認	施工実施者の契約状況	指定	各半期の末日から 第10営業日以内	施工実施者の選定状況	—	—	
	施工業務	(4) 施工監理及び別添3(2)	確認	重要管理点を踏まえた施工監理手法 品質・出来形・安全管理基準 トレーサビリティ確保手法 ICTによる施工管理手法	任意	各事業年度の末日から 第10営業日以内	施工監理体制の確保手段	—	—
承認			断通水計画書 (1次配水ブロック階層に限る)	任意	作業計画時に都度	配水運用への影響を踏まえた 断通水作業の可否	1か月程度	重要管理点(施工1)	
(5) 工事施工及び別添3(3)		承認	現地での理化学測定結果報告書 試料水	任意	通水前に都度	新管の水質確保状況	2営業日程度	重要管理点(施工2)	
		承認	完成図書類一式	指定	工事完成時	完成図書類の記載事項	1か月程度	重要管理点(施工3)	
(6) 工事完成検査及び別添3(4)		承認	完成図書類一式	指定	工事完成時	完成図書類の記載事項	1か月程度	重要管理点(施工3)	
		承認	完成図書類の変更様式	任意	事象発生時	新たな完成図書類の様式変更の可否	3か月程度	別表1「事象発生時の承認 12」	

上記に加え、セルフモニタリング状況の確認及び記録・現場の抜き打ち確認を実施する。

1 承認に係る標準期間に関する留意事項

- ・ 誤りや添付漏れ等がない状態で、書類が提出されていることを前提とする。
- ・ 水道局内の承認に必要な期間であり、建設局等の申請先へ提出後に係る期間は含まない。
- ・ 個別路線単位の業務に係る期間については、1件あたりの標準事業量として、0.5～1kmを目安にしている。
- ・ 承認1件あたりの標準期間であり、複数件同時に処理する場合は、この限りではない。

2 承認に係る標準期間に関する注釈

- ※1 試験施工・材料強度試験等の外業に係る期間は除く。
- ※2 JWWA又はJIS規格取得期間、及び試験施工・材料強度試験等の外業に係る期間は除く。
- ※3 (参考)道路管理者との標準協議期間:2週間程度
- ※4 (参考)道路管理者との標準協議期間:2か月程度
- ※5 他埋設物管理者等との協議が完了し、調整書類として体裁が整った書類が提出されていることを前提とする。
- ※6 お客さまや給水管の整備履歴等の調査が完了済であることを前提とする。
- ※7 不定期かつ不定型な申請の場合、申請先との協議が必要な申請の場合は、別途期間を要する。

別表1 事象発生時の承認

	事象	要求水準書
1	施工の実施が実質的に不可能と判断される場合や、繰り返し協議を行っても事業期間内に工事許可を得ることができない場合	第3-3-(2)-ク
2	「調達用配管材料仕様書」に定めのない材料を使用する場合で、特殊配管部に限定的に使用する場合	第4-3-(1)-キ
3	「調達用配管材料仕様書」に定めのない材料を使用する場合で、本事業期間中、汎用的に使用することを想定している場合	第4-3-(1)-キ
4	特殊配管部、埋設深度が大きいなど、特異な水圧条件が発生するリスクがある場合	別添2-(1)
5	浅層埋設の適用を求める場合又はそれを下回る埋設深さとなる場合	第4-3-(3)-イー(ア)
6	不要となった既設管を存置せざるを得ない場合	第4-3-(3)-イー(イ)
7	新舗装道路部での工事実施が必要となる場合	第4-3-(3)-イー(ウ)
8	「土木工事共通仕様書(弁栓室類標準図集)」と異なる弁室等を採用する場合	第4-3-(4)-ウ
9	要求水準書第4-3-(5)-アー(ア)又は(イ)に該当した場合	第4-3-(5)-アー(ア)、(イ)
10	設計数量の算定に関して市の算定基準と異なるものを採用する場合	第4-3-(6)-イ
11	要求水準書別添2(9)に示す市が申請する書類	別添2(9)
12	完成図書類について、「土木工事共通仕様書(提出図書類一覧表)」で定める所定の様式等によらない場合	第5-3-(6)-イ

別表2 事象発生時の確認

	事象	要求水準書
1	地盤条件が著しく変化する箇所に埋設する場合	別添2-(2)
2	独立水管橋または橋梁の添架管を更新する場合	別添2-(4)

別紙2-2 市による経営モニタリング項目一覧

分類	業務		提出書類	様式	提出時期	備考
	要求水準書見出し	承認/確認				
運営・経営	(1)事業計画に関する事項	承認	全体事業計画書の案	任意	令和3年12月末日まで	
		承認	中期事業計画書の案 (第1算定期)	任意	令和3年12月末日まで	
		承認	単年度事業計画書の案 (本事業開始予定日を含む事業年度)	任意	令和3年12月末日まで	
		承認	中期事業計画書の素案 (第2算定期以降)	任意	各算定期間の開始日の 前事業年度の8月末日まで	
		承認	中期事業計画書の案 (第2算定期以降)	任意	各算定期間の開始日の 前事業年度の12月末日まで	
		承認	単年度事業計画書の案 (本事業開始予定日を含む事業年度以降)	任意	当該事業年度の前事業年度の 12月末日まで	
	(2)事業報告に関する事項	確認	中期事業報告書	任意	各算定期間の末日から 3か月以内	
		確認	単年度事業報告書	任意	各事業年度の末日から 3か月以内	
		確認	四半期事業報告書	任意	各四半期の末日から 45日以内	第四四半期を除く。
		確認	月次業務報告書	任意	各月の末日から 第10営業日以内	
	(3)実施体制に関する事項	確認	事業体制図及び各責任者一覧表	任意	契約締結後30日以内 変更する場合は都度	
		承認	出向又は派遣等による水道施設運営等事業技術管理者又は業務責任者の配置許可願	任意	事象発生時	
	(5)財務に関する事項	確認	全体収支実績	任意	各算定期間の末日から 3か月以内	
		確認	計算書類及び連結計算書類 ※会計監査人による監査済みのもの	任意	各事業年度の末日から 3か月以内	
		確認	会社法第435条第2項に規定する事業報告	任意	各事業年度の末日から 3か月以内	
		確認	運営権者又は運営権者子会社が会社法第2条第5号に規定する公開会社でない場合で、かつ事業報告に会社法施行規則第119条から第124条までに係る事項を記載していない場合には、会社法施行規則第119条から第124条までに係る事項	任意	各事業年度の末日から 3か月以内	
		確認	各事業年度において市が完成を確認した工事の実事業費、口径別の実事業費単価、計画事業量に対する進捗実績及びikai離がある場合はその理由、その他市が求める情報	任意	各事業年度の末日から 1か月以内	
		確認	計算書類に係る附属明細書 ※会計監査人による監査済みのもの	任意	各計算書類及び事業報告の 提出と同時	
		確認	事業報告に係る附属明細書	任意	各計算書類及び事業報告の 提出と同時	
		確認	キャッシュ・フロー計算書及び 連結キャッシュ・フロー計算書	任意	各計算書類及び事業報告の 提出と同時	
		確認	株主名簿の原本証明付写し(各事業年度の末日現在)	任意	各事業年度の末日から 60日以内	
		確認	会計監査人による監査報告書	任意	各事業年度の末日から 3か月以内	
		確認	株主総会議事録及び要旨	任意	株主総会開催後 30日以内	ただし、計算書類の承認に係る株主総会は、 各事業年度の末日から3か月以内とする。
		確認	取締役会議事録及び要旨	任意	取締役会開催後 30日以内	ただし、計算書類の承認に係る取締役会は、 各事業年度の末日から3か月以内とする。
		確認	重要な経営指標の実績	任意	各事業年度の末日から 3か月以内	
		確認	四半期貸借対照表	任意	各四半期の末日から 45日以内	
		確認	四半期損益計算書	任意	各四半期の末日から 45日以内	
		確認	四半期キャッシュ・フロー計算書	任意	各四半期の末日から 45日以内	
		確認	重要な経営指標の見通し	任意	各四半期の末日から 45日以内	
		確認	(仮)原価計算表	任意	各四半期の末日から 45日以内	
確認		合計残高試算表	任意	各月の末日から 第10営業日以内		
確認		資金繰り表	任意	各月の末日から 第10営業日以内		

別紙3 定量的指標の算出方法

要求水準書（案）第3-3-(1)-ア-（ア）から（オ）に定める定量的指標の算出方法については、次のとおりとする。なお、各定量的指標については、運営権者が施工業務を完了した運営権設定対象施設のうち、市が、各事業年度の開始日から末日までに、完成を確認した工事实績を反映して算出する。

（1）更新する配水管延長

更新する配水管延長とは、要求水準書（案）第3-3-(1)-ア-（ア）に定めるものをいい、実施契約書（案）第47条2項に示す、撤去された既設の配水管の平面延長を累計して算出する。

（2）管路の耐震管率

管路の耐震管率とは、要求水準書（案）第3-3-(1)-ア-（イ）に定めるものをいい、市の管路情報管理システムにより集計した管路の延長に基づき、次の式により算出する。

耐震管の延長とは、導水管、送水管及び配水管における耐震管の延長のこと、管路の延長とは、導水管、送水管及び配水管の延長のことをいう。

（計算式）

$$\text{管路の耐震管率（\%）} = \text{耐震管の延長（km）} / \text{管路の延長（km）}$$

（3）基幹管路の耐震適合率

基幹管路の耐震適合率とは、要求水準書（案）第3-3-(1)-ア-（ウ）に定めるものをいい、市の管路情報管理システムにより集計した管路の延長に基づき、次の式により算出する。

耐震適合性を有する管路とは、耐震管及び耐震適合管のこと、基幹管路とは、導水管、送水管及び口径400mm以上の配水管（配水本管）のことをいう。

なお、耐震適合管は、岩盤、洪積層等良好な地盤に布設され、地震時の地盤変動に十分追従できると判断される、K形継手等（K、T（平成11年以降）、U、P I）のダクタイル鋳鉄管とし、良好な地盤の判定は市が行う。

(計算式)

$$\text{基幹管路の耐震適合率 (\%)} = \frac{\text{基幹管路のうち耐震適合性を有する管路の延長 (km)}}{\text{基幹管路の延長 (km)}}$$

(4) 管路の老朽管率

管路の老朽管率とは、要求水準書(案)第3-3-(1)-ア-(エ)に定めるものをいい、市の管路情報管理システムにより集計した管路の延長に基づき、次の式により算出する。

老朽管とは、導水管、送水管及び配水管のうち、供用開始後、地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号)別表第2号に定める法定耐用年数である40年を経過した水道管のこと、管路の延長とは、導水管、送水管及び配水管のことをいう。

(計算式)

$$\text{管路の老朽管率 (\%)} = \frac{\text{老朽管の延長 (km)}}{\text{管路の延長 (km)}}$$

(5) 重要給水施設路線の耐震化数

重要給水施設路線の耐震化数とは、要求水準書(案)第3-3-(1)-ア-(オ)に定めるものをいい、市の管路情報管理システムにより、重要給水施設路線の耐震化を完了した数を累計して算出する。

別紙 4 定量的指標に係る要求水準未達違約金等の補正等の取扱い

定量的指標に係る要求水準未達違約金等の補正等の取扱いについて、次のとおり定める。

1 市が実施する運営権設定対象施設の更新の取扱い

(1) 募集要項等に記載された更新

実施契約書（案）第 10 条に定める運営権設定対象施設に関して、市が自らの費用負担により募集要項等に記載された内容に従い行う更新（以下「市が実施する募集要項等に記載された運営権設定対象施設の更新」という。）が、本事業終了日までに完了しなかった場合、定量的指標に係る要求水準未達違約金の算定に際して、未完了部分を定量的指標の未達から減じることができる。

また、市が実施する募集要項等に記載された運営権設定対象施設の更新のうち、市が運営権者に対して特定事業による実施を提案したものについては、運営権者が、特定事業として実施することを妨げるものではない。

(2) 募集要項等に記載されたもの以外の更新

実施契約書（案）第 10 条に定める運営権設定対象施設に関して、市が自らの費用負担により募集要項等に記載されたもの以外に行う更新のうち、実施契約書（案）第 40 条第 2 項に定める市の通知以前に、運営権者が事業計画書で同一の路線の更新を予定していた場合において、市が、本事業終了日までに当該路線の更新を完了しなかったときは、定量的指標に係る要求水準未達違約金の算定に際して、未完了部分を定量的指標の未達から減じることができる。

また、市が、本事業終了日までに当該路線の更新を完了したときは、定量的指標に係る要求水準未達違約金の算定に際して、完了部分を更新する配水管延長に係る定量的指標の未達から減じることができる。

2 重要給水施設路線の耐震化数の取扱い

本事業期間中に、災害医療機関又は広域避難場所が、減少・移転・増加した場合、これらに係る路線については、定量的指標の未達に計上しない。また、定量的指標に係る要求水準未達違約金の算定に際して、未達係数の計算に使用する当初の 129 箇所

及び事業開始予定日の重要給水施設路線の耐震化数については変更しないものとする。

3 路線の組換えの取扱い

事業計画書に定めた路線の更新に変更の必要が生じた場合は、運営権者は、市と協議のうえ、路線の組換えを行うことができる。ただし、路線の組換え先は、本事業終了日時点で、供用開始後、地方公営企業法施行規則（昭和 27 年総理府令第 73 号）別表第 2 号に定める法定耐用年数である 40 年を経過する路線とし、かつ、事業計画書に定めた事業費の範囲内において行うものとする。

また、路線の組換え先は、別表「路線の組換えに係る区分」に示す同等以上の区分を原則とする。ただし、特殊な工法や材料を使用しても工事ヤード周辺の施工環境等から施工の実施が実質的に不可能と判断される場合や、当該路線の埋設物管理者等と繰り返し協議を行った結果、本事業期間内に工事許可等を得ることができない場合で、かつ、当該路線と同等の区分で路線の組換えができない場合は、運営権者は、市と協議を行い、市が認めたものについては、下位以下の区分へ路線の組換えを行うことができる。

上記の場合において、基幹管路の耐震適合率及び重要給水施設路線の耐震化数に係る定量的指標の達成に当たり、同等の耐震管路網の構築が可能な代替ルートが存在しない路線については、定量的指標に係る要求水準未達違約金の算定に際して、当該定量的指標の未達から減じることができる。

なお、市が認めた場合に限り、上記の条件によらず、運営権者は、路線の組換えを行うことができるものとする。

別表 路線の組換えに係る区分

区分	属性
更新必須	重要給水施設路線の耐震化に必要な路線
	基幹管路の非耐震適合管
第1区分	配水支管の鋳鉄管
第2区分	基幹管路の耐震適合管のうち、送配水機能を兼用する配水管路、1次配水ブロックの主要管路及び1次配水ブロックの補完管路
第3区分	基幹管路の耐震適合管のうち、2次配水ブロックへの供給管路、配水系統連絡管路及び撤去可能管路
第4区分	配水支管の耐震管以外のダクタイル鋳鉄管のうち、2次配水ブロックの供給管路及びフレーム管路
第5区分	配水支管の耐震管以外のダクタイル鋳鉄管のうち、供給管路
第6区分	上記以外の配水管（耐震管を除く。）
更新対象外	耐震管

区分番号が小さいほど上位とする。

別紙5 本事業終了日における定量的指標に係る要求水準未達違約金の算定方法

本事業終了日において、定量的指標について、別紙3及び別紙4に基づき算出した運営権者の実績が要求水準書に定める水準に達しなかった場合、市は、次に定めるとおり、未達となった定量的指標について、要求水準未達違約金を算定し、運営権者へ請求する。

1 要求水準未達違約金の対象となる定量的指標

要求水準未達違約金の対象となる定量的指標は、別紙3に定めるもののうち、「更新する配水管延長」、「基幹管路の耐震適合率」、「重要給水施設路線の耐震化数」とする。

なお、「更新する配水管延長」については、提案書類の内容が、要求水準書に定める水準を超える場合は、提案書類の内容に基づき、未達の配水管延長及び未達係数を算出し、要求水準未達違約金を算定する。

2 算定方法について

定量的指標の算定方法については、(1)から(3)に定めるものとし、それぞれ、未達による固定金額に、未達の程度に応じて算出した変動金額(小数点以下の端数は切り捨てる。)を加え、これらを合算した金額を要求水準未達違約金とする。

(1) 更新する配水管延長に係る要求水準未達違約金

固定金額については、7億円とする。

変動金額については、要求水準書に定める更新する配水管延長から、本事業における運営権者が更新した配水管延長(1km未満の端数は四捨五入する。)を減じた数を、未達の配水管延長とし、1kmにつき0.15億円を乗じた金額に未達係数を乗じた金額とする。

なお、未達係数とは、未達の配水管延長を、1,800kmで除した数をいう。

(計算式)

$$\begin{aligned} \text{要求水準未達違約金} &= 7 \text{ 億円} + \text{未達の配水管延長 (km)} \\ &\quad \times 0.15 \text{ 億円/km} \times \text{未達係数} \end{aligned}$$

(2) 基幹管路の耐震適合率に係る要求水準未達違約金

固定金額については、2億円とする。

変動金額については、要求水準書に定める耐震適合率から本事業終了日の耐震適合率(0.1%未満の端数は四捨五入する。)を減じた数を未達の基幹管路の耐震適合率とし、1%につき2.5億円を乗じた金額に、未達係数を乗じた金額とする。

なお、未達係数とは、未達の基幹管路の耐震適合率を、100%から本事業開始予定日の前日の耐震適合率(本事業開始日後に市が施工するものを含む。)を減じた数で除した数をいう。

(計算式)

$$\begin{aligned} \text{要求水準未達違約金} &= 2 \text{億円} + \text{未達の基幹管路の耐震適合率} (\%) \\ &\quad \times 2.5 \text{億円}/\% \times \text{未達係数} \end{aligned}$$

(3) 重要給水施設路線の耐震化数に係る要求水準未達違約金

固定金額については、1億円とする。

変動金額については、要求水準書に定める重要給水施設路線の耐震化数から、本事業終了日における運営権者の実績数を減じた数を、未達の重要給水施設路線の耐震化数とし、1箇所につき0.3億円を乗じた金額に、未達係数を乗じた金額とする。

なお、未達係数とは、未達の重要給水施設路線の耐震化数を、要求水準書に定める重要給水施設路線の耐震化数で除した数をいう。

(計算式)

$$\begin{aligned} \text{要求水準未達違約金} &= 1 \text{億円} + \text{未達の重要給水施設路線の耐震化数} \\ &\quad \times 0.3 \text{億円}/\text{箇所} \times \text{未達係数} \end{aligned}$$

【参 考】 定量的指標に係る要求水準未達違約金の事例

「別表1 達成率ごとの各定量的指標の未達量等」については、各定量的指標の達成率（未達係数）が同じ率（係数）として、各定量的指標の未達量等を算出したものである。

「別表2 別表1に基づく定量的指標に係る要求水準未達違約金」については、別表1で算出した各定量的指標の未達量等に基づき、それぞれの要求水準未達違約金を算定し、これらを合算したものである。

別表1 達成率ごとの各定量的指標の未達量等

要求水準	要求水準	未達		各定量的指標の未達量等							
		固定額	変動額 (単価)	達成率	100%	99%	90%	80%	70%	60%	50%
				未達係数	0%	1%	10%	20%	30%	40%	50%
(1) 更新する配水管延長	1,800 km	7 億円	0.15 億円/km	—	0	18	180	360	540	720	900
(2) 基幹管路の耐震適合率	100% ※	2 億円	2.5 億円/%	—	0.0	0.3	2.9	5.8	8.7	11.6	14.5
(3) 重要給水施設路線の耐震化数	129 箇所	1 億円	0.3 億円/箇所	—	0	2	13	26	39	52	65

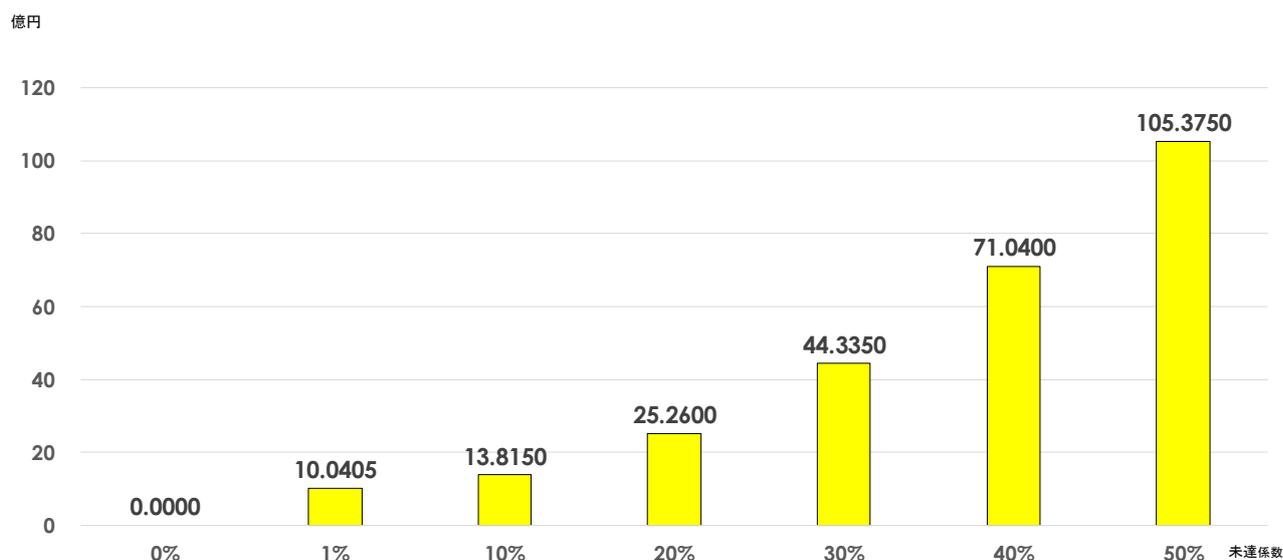
※ (2) 基幹管路の耐震適合率は、令和2年10月時点で71%であるため、残り29%に対して未達を算定する例とした。



別表2 別表1に基づく定量的指標に係る要求水準未達違約金

単位：億円

要求水準	要求水準	未達		定量的指標に係る要求水準未達違約金							
		固定額	変動額 (単価)	達成率	100%	99%	90%	80%	70%	60%	50%
				未達係数	0%	1%	10%	20%	30%	40%	50%
(1) 更新する配水管延長	1,800 km	7 億円	0.15 億円/km	—	0.0000	7.0270	9.7000	17.8000	31.3000	50.2000	74.5000
(2) 基幹管路の耐震適合率	100%	2 億円	2.5 億円/%	—	0.0000	2.0075	2.7250	4.9000	8.5250	13.6000	20.1250
(3) 重要給水施設路線の耐震化数	129 箇所	1 億円	0.3 億円/箇所	—	0.0000	1.0060	1.3900	2.5600	4.5100	7.2400	10.7500
合 計					0.0000	10.0405	13.8150	25.2600	44.3350	71.0400	105.3750



別紙6 契約解除における定量的指標に係る要求水準未達違約金の算定方法

契約解除日において、定量的指標について、別紙3及び別紙4に基づき算出した運営権者の実績が要求水準書に定める数値の1年間の平均に契約解除までの本事業期間の年数（年未満の端数は切り捨てる。）を乗じた数又は率（小数点以下の端数は切り捨てる。）に達しなかった場合、市は、未達となった定量的指標について、要求水準未達違約金を運営権者へ請求する。

算定方法については、別紙5に準じることとし、「要求水準書に定める」を「要求水準書に定める数値の1年間の平均値に契約解除までの本事業期間の年数を乗じた」に読み替える。

なお、「更新する配水管延長」については、提案書類の内容が、要求水準書に定める内容を超える場合は、提案書類の内容に基づき、未達の事業量及び未達係数を算出し、要求水準未達違約金を算定する。

（計算例）本事業開始後10年で契約解除になった場合

- ・ **更新する配水管延長に係る要求水準未達違約金**

$$\begin{aligned} 1,800\text{km} \div 16\text{年} \times 10\text{年} &= 1,125\text{km} \\ \text{要求水準未達違約金} &= 7\text{億円} + (1,125\text{km} - \text{実績}) \times 0.15\text{億円} \\ &\quad \times (1,125\text{km} - \text{実績}) \div 1,125\text{km} \end{aligned}$$

- ・ **基幹管路の耐震適合率に係る要求水準未達違約金**

$$\begin{aligned} (100\% - 71.0\%) \div 16\text{年} \times 10\text{年} &= 18.125\% \Rightarrow 18.0\% \\ \text{要求水準未達違約金} &= 2\text{億円} + (18.0\% - \text{実績}) \times 2.5\text{億円} \\ &\quad \times (18.0\% - \text{実績}) \div 18.0\% \end{aligned}$$